

水際措置実施以前に査証（ビザ）免除であった国・地域籍者

| 渡航目的  | 提出資料  |                      |   |                            |
|---|---|----------------------|---|----------------------------|
|   | 申請人が準備する書類  | 注                    | 日本側が準備する書類  | 注                          |
| (1) 日本人の親族  | ① <a href="#">査証申請書</a><br>（6か月以内に撮影した<br>カラー顔写真貼付）<br>② パスポート（原本+写し）<br>③ 香港又はマカオ ID<br>（原本+写し）<br>④ 有効な香港又はマカオの滞<br>在許可（原本+写し）<br>（※永久居民の方は不要）<br>⑤ <a href="#">数次査証発給希望理由書</a><br>（※数次査証希望の場合） | #1<br>#2<br>#3<br>#4 | ① 戸籍謄本（発行から3ヶ月以内）（原本）<br>② パスポートの身分事項ページ（写し）<br>（※香港又はマカオ居住者の場合）<br>③ 香港又はマカオ ID（写し）<br>（※香港又はマカオ居住者の場合）<br>④ 世帯全員が記載された住民票（原本）<br>（※本邦居住者の場合、発行から3ヶ月以内）  | #5<br>#3<br>#7             |
| (2) 永住者の親族  | 同上  |                      | ① 永住者との身分関係を立証する資料（原本+写し）<br>② パスポートの身分事項ページ（写し）<br>（※香港又はマカオ居住者の場合）<br>③ 香港又はマカオ ID（写し）<br>（※香港又はマカオ居住者の場合）<br>④ 在留カード（表・裏）（写し）  | #5<br>#3                   |
| (3) 定住者の配偶者又は子  | 同上  |                      | ① 定住者との身分関係を立証する資料（原本+写し）<br>② パスポートの身分事項ページ（写し）<br>（※香港又はマカオ居住者の場合）<br>③ 香港又はマカオ ID（写し）<br>（※香港又はマカオ居住者の場合）<br>④ 在留カード（表・裏）（写し）  | #5<br>#3                   |
| (4) 本邦に長期滞在する親族を訪問する方   | 同上  |                      | ① 本邦在留者との身分関係を立証する資料（原本+写し）<br>② パスポートの身分事項ページ（写し）<br>③ 在留カード（表・裏）（写し）  | #5<br>#3                   |
| (5) 知人訪問<br>（※本邦在留者と親族<br>に準ずる関係（婚約<br>者、事実婚関係等）に<br>ある方、結婚式又は葬<br>儀に参列する方、病気<br>の知人を訪問する方） | 同上  |                      | ① 本邦在留者との関係性を立証する資料（原本+写し）<br>② パスポートの身分事項ページ（写し）<br>（※招へい者が外国人の場合）<br>③ 在留カード（表・裏）（写し）<br>④ 世帯全員が記載された住民票（発行から3ヶ月以内）（原本）<br>（※葬儀に参列する場合は、招へい者の住民票）<br>⑤ <a href="#">招へい理由書</a> （原本） <a href="#">（誓約事項）</a><br>⑥ <a href="#">身元保証書</a> （原本）<br>⑦ 招待状や行事案内（写し）<br>（※結婚式又は葬儀に参列する場合）<br>⑧ 診断書など病状を立証する資料（写し）<br>（※病気の知人を訪問する場合） | #6<br>#3<br>#7<br>#8<br>#9 |

## 申請人が準備する書類の注意事項

### #1 査証申請書（書式あり）

- (注1) 記載事項欄は全て記入し、該当する事項がない場合は「なし」と記入してください。
- (注2) 申請人が学生である場合（幼稚園を含む）は、職業欄に学校の名称、住所、電話番号を記入してください。
- (注3) 身元保証人欄及び招へい人欄について
- ① 訪問の場合は、日本にいる親族や知人の氏名、住所、電話番号等を記入してください。
  - ② 同伴する場合は、身元保証する日本人や永住者等の氏名、住所、電話番号等を記入してください。
- (注4) 申請人署名欄は、申請人本人の署名が必要です（パスポートの署名と同一のもの。未就学の幼児は親権者のサインで可）。

[【トップへ戻る】](#)

### #2 カラー写真1枚

- (注) 6か月以内に撮影したカラー写真（縦45mm×横35mm、正面、無帽、無背景）を提出してください。

[【トップへ戻る】](#)

### #3 パスポート（原本+写し）

- (注1) 身分事項ページ、署名のあるページ、有効な香港又はマカオの滞在許可及び日本の査証（ビザ）、出入国スタンプのあるページの写しを提出してください。
- (注2) パスポートの署名欄には、申請人本人の署名が必要です（未就学の幼児を除く）。

[【トップへ戻る】](#)

### #4 有効な香港又はマカオの滞在許可（原本+写し）

- (注) 旧パスポートに貼付されている場合は、旧パスポートの身分事項ページ、有効な香港又はマカオの滞在許可のあるページの原本及び写しを提出してください。

[【トップへ戻る】](#)

## 日本側が準備する書類の注意事項

### #5 親族との身分関係を立証する資料（原本+写し）

- (注1) 親族との関係を証する資料（戸籍謄本、婚姻証明書、出生証明書等）を提出してください。戸籍謄本である場合は、発行後3か月以内に限り。送付受付停止により戸籍謄本の送付が困難な場合には、原本に代えて写しでの提出も可能です。
- (注2) 日本人の親族で戸籍謄本を提出できない場合には、婚姻証明書、出生証明書等の身分関係を立証する資料及び戸籍謄本を用意できない説明書（任意様式）を提出してください。

[【トップへ戻る】](#)

### #6 知人との関係性を立証する資料（原本+写し）

- (注) 立証資料の提出ができない場合は、招へい理由書に関係を詳しく記載のうえ、二人が写った写真（写っている人物名、場所、経緯等を明記）やメールでのやりとりなど、交際状況がわかる資料を提出してください。

[【トップへ戻る】](#)

### #7 住民票（原本）

- (注) 住民票は、世帯用（家族全員の続柄が記載されているもの）で、発行後3か月以内に限り。送付受付停止により住民票の送付が困難な場合には、原本に代えて写しでの提出も可能です。

[【トップへ戻る】](#)

### #8 招へい理由書（原本）（書式あり）（誓約事項）

- (注1) 招へい目的は、「親族訪問」、「知人訪問」等の漠然とした記載ではなく、本邦においてどのような活動を行おうとしているのかを具体的に記載してください。
- (注2) 招へい人の欄は、住所、氏名、電話番号を必ず明記してください。
- (注3) 申請人の氏名はアルファベットで表記してください。申請人が複数の場合は、申請人代表者氏名の後に「他〇〇名、別添名簿の通り」と記入し、申請人全員分の国籍、氏名、職業、生年月日を列記した名簿を添付してください。

[【トップへ戻る】](#)

### #9 身元保証書（原本）（書式あり）

- (注1) 身元保証項目は、一項目でも欠落していると書類不備となります。
- (注2) その他の記載要領は、招へい理由書に準じます。
- (注3) 身元保証人が外国人の場合は、在留資格を有している方に限ります。

[【トップへ戻る】](#)